

別紙

諮問第967号

答 申

1 審査会の結論

「平成20年度立入検査実施分」ほか2件を不存在を理由として非開示とした決定及び「精神病院立入検査調書兼復命書」ほか36件を一部開示とした決定は、いずれも妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、異議申立人が行った「平成20年4月1日から平成26年11月17日までの間において、東京都福祉保健局医療安全課が〇〇病院に対して行った精神保健福祉法第38条の6に基づく立入検査の結果に係る下記の書類、（1）精神病院立入検査復命書、（2）付表、（3）医療保護入院に関する診察内容、（4）各種制限・定期病状報告等実施状況、（5）診察・告知等の実施状況、（6）隔離・拘束の手続き、（7）病院チェックリスト、（8）精神科病院等実地指導調査票、（9）医療従事者名簿及び（10）病院図面」の開示請求に対し、東京都知事が平成27年9月24日付けで行った非開示決定及び一部開示決定について、その取消しを求めるといふものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立書における異議申立人の主張を要約すると、以下のとおりである。

東京都の監督下にある〇〇病院で、現在でも違法な医療保護入院、隔離、拘束などが横行している可能性が非常に高いため。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び口頭による説明における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 非開示決定（文書不存在）について

ア 平成20年度立入検査実施分

平成20年度の立入検査は平成21年2月27日に実施し、平成21年3月2日に復命書を作成しているが、当該公文書は平成25年度末（平成26年3月31日）に保存期間（5年）が満了し、平成26年4月10日に廃棄している。

したがって、開示請求のあった公文書は存在しないため、非開示とした。

イ 平成22年度立入検査実施分

精神科病院に対する立入検査は原則として年1回を予定している。平成22年度についても立入検査を予定（平成23年3月25日）していたが、請求のあった病院については、東日本大震災（平成23年3月11日）の影響により立入検査を中止している。

したがって、開示請求のあった平成22年度分の公文書は存在しないため、非開示とした。

ウ 平成26年度立入検査実施分

平成26年度の立入検査は平成26年11月26日に実施しているが、開示請求のあった期間外であったことから、請求のあった平成26年11月17日時点で当該立入検査に係る文書は存在しないため、非開示とした。

(2) 一部開示決定（非開示部分）について

ア 精神病院立入検査調書兼復命書

精神病院立入検査調書兼復命書は、立入検査終了後に、検査員が検査結果を上司に報告するために作成する文書である。

(ア) 入院患者数欄

入院患者数は病院の運営実績であり経営状況にも直結する情報である。また、医療機能情報提供制度（ひまわり）によっても公表されていない。これを公にすることにより、病院の運営状況・経営状況が明らかとなり、事業運営上の正当な

利益を害すると認められることから、条例7条3号に該当すると判断し、非開示とした。

(イ) 従業者数欄のうち精神保健指定医、精神科ソーシャルワーカー、その他の人数

従業者数は、医療機能情報提供制度（ひまわり）によっても公表されていない病院の組織体制に関わるものであり、病院の事業運営上の情報である。これらの情報を公にすると、病院規模が明らかになるなど病院の事業運営上の正当な利益を害すると認められることから、条例7条3号に該当すると判断し、非開示とした。

(ウ) 前回指摘・指導事項の改善状況欄

(エ) 指導及び指摘事項欄

(ウ) 及び (エ) の情報は、病院が受けた検査に係る詳細内容や評価に関するものであり、これらの情報を公にすることにより、指摘・指導の該当の有無や件数のみによって単純に病院の優劣が比較されるなど、病院の事業運営上の正当な利益を害すると認められ、条例7条3号に該当すると判断し、非開示とした。

また、立入検査は、病院の自主的な管理運営を促し改善を図るために行っているもので、公表されることを前提としていないため、その内容を公にすることにより、検査に対する協力が得られなくなる、あるいは検査そのものが不利益な性質を帯びる可能性があるなど、今後の検査事務に支障を来たすおそれがあると認められ、条例7条6号にも該当すると判断し、非開示とした。

イ 付表

付表は、立入検査時に検査員が検査項目に沿って病院の状況を確認し、その結果を記録した文書である。

(ア) 項目欄に記載した聞き取り相手の氏名及び特定の個人を識別できる役職名

項目欄に記載した聞き取り相手の氏名及び役職名に該当する者は、検査対象となった医療機関に従事し、立入検査時においてヒアリングを担当した者である。これらの情報は、特定の個人を識別できる情報であるため、条例7条2号に該当すると判断し、非開示とした。

(イ) 項目欄に追加記載した病院の内部情報

(ウ) 検査事項欄に記載した「有・無」などの事項（「面会時間」、「作業療法士の配置」、「種目」及び「作業時間」を除く）

(エ) チェック欄

(オ) 欄外のメモ

(イ) から (オ) までの情報は、病院の施設・設備の状況や診療録の記載状況、患者の処遇の状況等を記載したものである。これらの情報を公にすると、程度の軽重は有るにせよ、病院の管理体制について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「精神保健福祉法」という。）上問題が有ったか否かを公表することになる。その結果、指摘事項・指導事項の有無が明らかになり、病院の事業運営上の正当な利益を害すると認められるため、条例 7 条 3 号に該当すると判断し、非開示とした。

また、立入検査は病院の自主的な管理運営を促し、改善を図るために行っているもので公表されることを前提としていないため、これらの情報を公にすることにより、検査に対する協力が得られなくなる、若しくは、検査そのものが不利益な性質を帯びる可能性がある等、今後の検査事務に支障を来たすおそれがあると認められ、条例 7 条 6 号に該当すると判断し、非開示とした。

ウ 医療保護入院に関する診察内容

医療保護入院に関する診察内容は、立入検査時に精神保健指定医である検査員が実際に入院している患者を診察し、その結果を記録した文書である。

(ア) 入院者の診察結果に関する情報

(イ) 診察記録

(ア) 及び (イ) の情報は、検査員である精神保健指定医が、患者の処遇の妥当性等について検証するため、実際に病院に入院している患者の診察を行い、その診察結果を記録したものである。診察結果には、特定の患者の病状や経歴等が含まれており、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害する可能性があることから、条例 7 条 2 号に該当すると判断し、非開示とした。

(ウ) 診察した精神保健指定医のメモ

(エ) 判定欄

(オ) 総合判定欄

(カ) 付随意見欄

(ウ) から (カ) までの情報は、検査員である精神保健指定医が、特定の患者の診療録を閲覧し、又は、特定の患者を診察しながら、精神保健福祉法上の行動制限や入院形態の変更等が、適正な手続きに則って行われているか否か、その処遇が適当か否かを確認し、記録したものである。記録には、特定の患者の行動制限の状況や入院形態の状況が含まれており、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害する可能性があることから、条例7条2号に該当すると判断し、非開示とした。

また、記録には、精神保健福祉法上の手続きの適正性や処遇の適正性について検査員の当否の判断が含まれるものであることから、その記載から指摘・指導の有無が明らかとなる。すなわち、指摘事項・指導事項の有無により病院の事業運営上の正当な利益を害すると認められるため、条例7条3号に該当すると判断し、非開示とした。

さらに、立入検査は病院の自主的な管理運営を促し、改善を図るために行っているもので公表されることを前提としていないため、これらの情報を公にすることにより、検査に対する協力が得られなくなる、若しくは、検査そのものが不利益な性質を帯びる可能性がある等、今後の検査事務に支障を来たすおそれがあると認められ、条例7条6号に該当すると判断し、非開示とした。

エ 各種制限・定期病状報告等実施状況

各種制限・定期病状報告等実施状況は、立入検査時に検査員が患者の行動制限や入院形態の変更等が適正な手続きに則って行われていたかどうかを確認し、その状況についてまとめた文書である。

(ア) 行動制限、入院形態の変更、その他における検査員のメモ

対象部分は検査員である東京都職員が、行動制限や入院形態の変更等について、実際に入院している患者、あるいは、入院していた患者の中から検査対象とする患者の選定を行い、その患者氏名を記録すると共に、その患者に対して行われた行動制限や入院形態の変更が精神保健福祉法上適正な手続き（診察・告知等）に則って行われていたか否かをまとめ、検査終了後の講評に向けてまとめたものである。すなわち、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある

あることから、条例7条2号に該当すると共に、その記載内容から、指摘・指導の有無が明らかとなることから病院の事業運営上の正当な利益を害すると認められるため、条例7条3号にも該当すると判断し、非開示とした。

オ 診察・告知等の実施状況

診察・告知等の実施状況は、立入検査時に検査員が入院形態の変更等について適正な手続きに則って行われていたかを確認し、記録した文書である。

(ア) 患者氏名、入院年月日、入院形態、欄外に記載された患者情報

対象部分は、上記「エ 各種制限・定期病状報告等実施状況」で検査対象とした患者について、診療録を参照しながら、患者氏名や入院年月日、入院形態、生年月日等について記録したものである。特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例7条2号に該当すると判断し、非開示とした。

(イ) 区分欄、内容欄における検査員のメモ

(ウ) 評価欄

(エ) 特記事項

(オ) 欄外の検査員のメモ

(イ) から (オ) までの情報は、上記「エ 各種制限・定期病状報告等実施状況」で検査対象とした患者について、診療録を参照しながら、診察や告知等が精神保健福祉法上適正な手続きに則って行われていたか否かを確認し、その結果を記録したものである。内容として、入院日や、診療録に記載されている患者の病状等の情報が含まれており、これらの情報を公にすると特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例7条2号に該当すると判断し、非開示とした。

また、精神保健福祉法上規定されている精神保健指定医の診断があったか否か、患者に告知すべき事項をしているか否かの情報が含まれていることから、これらの情報を公にすると、指摘・指導の該当の有無が明らかになることにより、病院の事業運営上の正当な利益を害すると認められるため、条例7条3号にも該当すると判断し、非開示とした。

カ 隔離・拘束の手続き

隔離・拘束の手続きは、立入検査時に検査員が隔離・拘束等の行動制限について適正な手続きに則って行われていたかを確認し、記録した文書である。

(ア) 病棟、患者氏名、入院形態、欄外に記載された患者情報

対象部分は、上記「エ 各種制限・定期病状報告等実施状況」で検査対象とした患者について、診療録を参照しながら、患者氏名や入院年月日、入院形態、入院していた病棟等について記録したものである。これらの情報を公にすることにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例7条2号に該当すると判断し、非開示とした。

(イ) 表題の一部

(ウ) 区分欄、内容欄における検査員のメモ

(エ) 評価欄

(オ) ㊾の欄

(カ) 欄外の検査員のメモ

(イ) から (カ) までの情報は、上記「エ 各種制限・定期病状報告等実施状況」で検査対象とした患者について、診療録を参照しながら、隔離・拘束等の行動制限が精神保健福祉法上適正な手続きに則って行われていたか否かを確認し、その結果を記録したものである。そこには特定の患者の行動制限の状況に関する情報が含まれることから、これらの情報を公にすると特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがあり、条例7条2号に該当すると判断し、非開示とした。

また、精神保健福祉法上規定されている精神保健指定医の指示に基づく行動制限であるか否か、必要な告知等を患者にしているか否か等の情報が含まれていることから、これらの情報を公にすると、指摘・指導の該当の有無が明らかになることにより、病院の事業運営上の正当な利益を害すると認められるため、条例7条3号にも該当すると判断し、非開示とした。

キ 病院チェックリスト

病院チェックリストは、立入検査時に検査員が病院の構造設備等の状況について確認し、記録した文書である。

(ア) 項目欄のうち追加記載した事項、評価欄、該当なしの欄、指導メモ欄、病院に関する感想・意見・引き継ぎ事項などの欄

対象部分は、主に病院の構造設備や施設の使用状況、運用状況、備品の保管・管理の状況という点について、患者の治療が安全かつ効果的に行われているか否かを確認し、記録したものである。そこには、各項目について病院の状況や検査員の評価が記載されていることから、これらの情報を公にすると、指摘・指導の該当の有無が明らかになることにより、病院の事業運営上の正当な利益を害すると認められるため、条例7条3号に該当すると判断し、非開示とした。

また、立入検査は病院の自主的な管理運営を促し、改善を図るために行っているもので公表されることを前提としていないため、これらの情報を公にすることにより、検査に対する協力が得られなくなる、若しくは、検査そのものが不利益な性質を帯びる可能性がある等、今後の検査事務に支障を来たすおそれがあると認められ、条例7条6号にも該当すると判断し、非開示とした。

ク 精神科病院等実地指導調査票

精神科病院等実地指導調査票は、立入検査までに病院が院内の状況や運営状況等について確認し、東京都へ調査結果として報告した文書である。

(ア) 事務統括者の職名及び氏名

(イ) 調査票作成者

(ウ) 担当者名

(ア)、(イ) 及び (ウ) の情報は、請求のあった医療機関に従事している病院事務の統括者、あるいは、調査票作成者を明示している部分である。特定の医療機関内において氏名及び役職名を明らかにすれば、特定の個人を識別できるため、条例7条2号に該当すると判断し、非開示とした。一方で、病院管理者の氏名は、医療法第14条の2により院内に掲示義務があること、連絡先電話番号は、医療機能情報提供制度（ひまわり）等により公表されていることから開示した。

(エ) 在院患者数欄

(オ) 隔離室設置数欄

(カ) 入院形態別患者数欄

(キ) 病棟欄

- (ク) 電話欄
- (ケ) 平均夜勤回数欄
- (コ) 単独外出のみ1週間延べ人数欄
- (サ) 単独・同伴1ヶ月の延べ人数欄
- (シ) 夜勤時間帯欄
- 「1 施設の概要」のうち
- (ス) 病床利用率欄
- (セ) 社会復帰関連施設欄
- 「2 精神科入退院者数等」のうち
- (ソ) 年間在院患者延数の欄
- (タ) 年間入院患者数の欄
- (チ) 年間退院患者数の欄
- (ツ) 平均在院日数の欄
- (テ) 年間外来患者延数の欄
- (ト) 年間外来診療日数の欄
- (ナ) 1日平均入院患者数の欄
- (ニ) 1日平均外来患者数の欄
- 「3 医師数」のうち
- (ヌ) 精神保健指定医欄
- (ネ) 指定医外精神科医欄
- (ノ) その他欄
- (ハ) 合計欄
- 「4 精神科医師の勤務状況」のうち
- (ヒ) 常勤・非常勤欄
- 「5 その他の職員数」のうち
- (フ) 精神科ソーシャルワーカー欄
- (ヘ) 臨床心理技術者欄
- (ホ) 薬剤師欄
- 「6 費用負担別、法的根拠別入院患者数」のうち
- (マ) 入院患者数欄及び都外患者の割合

「7 処遇等」について

(ミ) (1) 行動制限等の状況のうち、平成 25 年 11 月(1 か月間)等の欄

(ム) (2) 告知延期及び退院制限の状況のうち、告知延期・任意入院者の退院制限・退院制限後の処置欄

(メ) (3) 死亡等・無断退去の発生状況のうち、平成 25 年度及び平成 24 年度等の欄

(モ) (4) 面会の状況等のうち、面会室の有無、病院内面会室総数、面会者延数欄

「8 代行行為等」のうち

(ヤ) 追加記載した事項(共益費の欄を除く)

「9 病棟設備」のうち

(ユ) 追加記載した事項(病衣貸与の欄を除く)

(エ) から (ユ) までの情報は、検査当日までに病院の職員が東京都より指定されている調査様式にしたがって病院内の実態について調査のうえ記載し、検査当日に東京都へ報告した内容である。そこには、病床利用率や死亡事故の件数等、医療機能情報提供制度(ひまわり)によっても公表されない病院の詳細な医療実績に関する情報が含まれており、これらの情報を公にすると他病院の経営状況等との比較により、病院の優劣が比較される可能性があるなど、病院の事業運営上の正当な利益を害すると認められるため、条例7条3号に該当すると判断し、非開示とした。

また、対象部分は都の機関が行う事務に関する情報であり、開示することにより、病院側から正確な情報が得られなくなる可能性や、虚偽の報告を助長することで事実を隠ぺいし、違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、条例7条6号にも該当すると判断し、非開示とした。

ケ 医療従事者名簿

医療従事者名簿は、立入検査までに病院が院内業務に従事する職員の一覧を作成し、東京都へ報告した文書である。

「1 医師名簿について」

(ア) 院内役職名欄(「院長」及び「内科」を除く)

- (イ) 生年月日欄
- (ウ) 登録番号欄
- (エ) 登録年月日欄
- (オ) 精神保健指定医欄
- (カ) 前勤務先（非常勤の場合は兼務先名）欄
- (キ) 採用年月日欄
- (ク) 勤務日及び勤務時間欄のうち、追加記載した事項等

（ア）から（ク）までの情報は、医療機関に従事する職員個人の役職や生年月日等個人を特定するに足りる個人情報である。したがって、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例7条2号に該当すると判断し、非開示とした。

- (ケ) 欄外の筆記部分

対象部分は、都の機関が行う事務に関する情報であり、非常勤職員の常勤換算数等から医療法上の標準数や診療報酬施設基準上の人員配置基準数を満たすか否かの判断材料となる情報である。これを公にすると、検査に係る事務に関し、勤務日や勤務時間数等を不正に報告する可能性があるなど、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、条例7条6号に該当すると判断し、非開示とした。

「2 看護師・准看護師名簿について」

- (ア) 院内役職名欄（病棟名除く）
 - (イ) 氏名欄
 - (ウ) 生年月日欄
 - (エ) 登録番号欄
 - (オ) 登録年月日欄
 - (カ) 交付者名欄のうち都道府県知事名
 - (キ) 前勤務先（非常勤の場合は兼務先名）欄
 - (ク) 採用年月日欄
 - (ケ) 勤務日及び勤務時間欄のうち、追加記載した事項

(ア) から (ケ) までの情報は、医療機関に従事する職員個人の氏名や役職、生年月日等個人を特定するに足りる個人情報である。したがって、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例7条2号に該当すると判断し、非開示とした。

また、交付者名が都道府県知事名である場合には、当該都道府県が開示されることにより、個人が特定される可能性があることから、条例7条2号に該当すると判断し、非開示とした。

(コ) 欄外の筆記部分

対象部分は、都の機関が行う事務に関する情報であり、非常勤職員の常勤換算数等から医療法上の標準数や診療報酬施設基準上の人員配置基準数を満たすか否かの判断材料となる情報である。これを開示することにより、検査に係る事務に関し、勤務日や勤務時間数等を不正に報告する可能性があるなど、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、条例7条6号に該当すると判断し、非開示とした。

「3 看護助手名簿について」

(ア) 氏名欄

(イ) 生年月日欄

(ウ) 前勤務先（非常勤の場合は兼務先名）欄

(エ) 採用年月日欄

(オ) 勤務日及び勤務時間欄のうち、追加記載した事項

(ア) から (オ) までの情報は、医療機関に従事する職員個人の氏名や生年月日等個人を特定するに足りる個人情報である。したがって、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例7条2号に該当すると判断し、非開示とした。

(カ) 欄外の筆記部分

対象部分は、都の機関が行う事務に関する情報であり、非常勤職員の常勤換算数等から医療法上の標準数や診療報酬施設基準上の人員配置基準数を満たすか否かの判断材料となる情報である。これを開示することにより、検査に係る事務に関し、勤務日や勤務時間数等を不正に報告する可能性があるなど、正確な事実の

把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその
発見を困難にするおそれがあることから、条例7条6号に該当すると判断し、非
開示とした。

「4 薬剤師名簿について」

- (ア) 院内役職名欄
- (イ) 氏名欄
- (ウ) 生年月日欄
- (エ) 登録番号欄
- (オ) 登録年月日欄
- (カ) 常勤非常勤の別欄
- (キ) 前勤務先（非常勤の場合は兼務先名）欄
- (ク) 採用年月日欄

(ア) から (ク) までの情報は、医療機関に従事する職員個人の氏名や役職名、
生年月日等個人を特定するに足りる個人情報である。したがって、開示すること
により、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがあること
から、条例7条2号に該当すると判断し、非開示とした。また、常勤・非常勤の
別は、特定の個人に関してその雇用形態が如何であるかを示す情報であることか
ら、原則として個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、条例7条
2号に該当すると判断し、非開示とした。

「5 作業療法士名簿について」

- (ア) 氏名欄
- (イ) 生年月日欄
- (ウ) 登録番号欄
- (エ) 登録年月日欄
- (オ) 前勤務先（非常勤の場合は兼務先名）欄
- (カ) 採用年月日欄

(ア) から (カ) までの情報は、医療機関に従事する職員個人の氏名や生年月
日等個人を特定するに足りる個人情報である。したがって、開示することにより、
特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがあることから、条
例7条2号に該当すると判断し、非開示とした。

「6 栄養士名簿について」

- (ア) 氏名欄
- (イ) 生年月日欄
- (ウ) 登録番号欄
- (エ) 登録年月日欄
- (オ) 交付者名欄のうち都道府県知事名
- (カ) 前勤務先（非常勤の場合は兼務先名）欄
- (キ) 採用年月日欄

（ア）から（キ）までの情報は、医療機関に従事する職員個人の氏名や生年月日等個人を特定するに足りる個人情報である。したがって、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例7条2号に該当すると判断し、非開示とした。

また、交付者名が都道府県知事名である場合には、当該都道府県が開示されることにより、個人が特定される可能性があることから、条例7条2号に該当すると判断し、非開示とした。

「7 精神科ソーシャルワーカー名簿について」

- (ア) 院内役職名欄（精神保健福祉士を除く）
- (イ) 氏名欄
- (ウ) 生年月日欄
- (エ) 登録番号欄
- (オ) 登録年月日欄
- (カ) 交付者名欄のうち法人名
- (キ) 常勤非常勤の別欄（精神保健福祉士を除く）
- (ク) 前勤務先（非常勤の場合は兼務先名）等の欄
- (ケ) 採用年月日欄

（ア）から（ケ）までの情報は、医療機関に従事する職員個人の氏名や役職名、生年月日等個人を特定するに足りる個人情報である。したがって、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例7条2号に該当すると判断し、非開示とした。

また、交付者名が法人名である場合には、当該法人名が開示されることにより、個人が特定される可能性があることから、条例7条2号に該当すると判断し、非開示とした。

「8 その他名簿について」

- (ア) 院内役職名欄
- (イ) 氏名欄
- (ウ) 生年月日欄
- (エ) 登録番号欄のうち、追加記載した事項
- (オ) 登録年月日欄のうち、追加記載した事項
- (カ) 常勤非常勤の別欄
- (キ) 前勤務先（非常勤の場合は兼務先名）欄
- (ク) 採用年月日欄

(ア) から (ク) までの情報は、医療機関に従事する職員個人の氏名や役職名、生年月日等個人を特定するに足りる個人情報である。したがって、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例7条2号に該当すると判断し、非開示とした。

なお、取得している資格名はこれのみによって個人を識別できる情報ではないが、当該資格の保有者が院内において1人あるいは数人しかいない等、特定の個人を識別できる状況にある場合は、条例7条2号に該当すると判断し、非開示とした。

また、医療機能情報提供制度（ひまわり）によってもその資格保有者数や職種が明確に公表されていない資格名や職種名を公にすると、当該資格の保有者数の規模等により、病院の優劣が比較される可能性があることから、病院の事業運営上の正当な利益を害すると認められるため、条例7条3号に該当することを、東京都情報公開審査会への理由説明に当たって追加する。

さらに、常勤・非常勤の別は、特定の個人に関してその雇用形態が如何であるかを示す情報であることから、原則として個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、条例7条2号に該当すると判断し、非開示とした。

コ 病院図面

病院図面は、立入検査時に病院より提出される病院内の見取り図である。

(ア) 建物内部の配置図（外観上明らかな部分等を除く）、配置図の内容を指し示す記述部分及び内部構造名一覧等の情報

対象部分は、院内の構造設備の詳細かつ具体的な情報である。これを公にすることにより、建物侵入等の犯罪の予防、鎮圧その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、条例7条4号に該当すると判断し、非開示とした。

また、対象部分は、主に病院の構造設備や施設の使用状況、運用状況等について、患者の治療が安全かつ効果的に行われているか否かを確認し、記録したものが含まれる。そこには、検査員の評価が記載されていることから、これらの情報を公にすると、指摘・指導の該当の有無や病院の施設管理の当否が明らかになることにより、病院の事業運営上の正当な利益を害すると認められるため、条例7条3号に該当することを、東京都情報公開審査会への理由説明に当たって追加する。

(イ) 建築事業者名、デザイナー名、余白に記載された病院の職員名等の情報

対象部分は、病院を設計した個人名であり、当該個人が所属している設計事務所名である。個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがあることから条例7条2号に該当すると判断し、非開示とした。

また、対象部分は、設計事務所名、一級建築士の登録番号及び氏名が含まれるが、これらの情報を公にすると、特定の医療機関が特定の業者と取引をしている実態が明らかとなるため、病院の事業運営上の正当な利益を害すると認められることから、条例7条3号に該当することを、東京都情報公開審査会への理由説明に当たって追加する。

(3) 結論

以上のことから、本件開示請求に係る非開示決定、一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成27年10月30日	諮問
平成27年11月26日	新規概要説明（第164回第二部会）
平成28年 1月19日	実施機関から理由説明書收受
平成28年 1月21日	実施機関から説明聴取（第166回第二部会）
平成28年 2月18日	審議（第167回第二部会）
平成28年 4月27日	審議（第168回第二部会）
平成28年 6月 1日	審議（第169回第二部会）
平成28年 6月29日	審議（第170回第二部会）
平成28年 7月27日	審議（第171回第二部会）
平成28年 9月15日	審議（第172回第二部会）
平成28年10月26日	審議（第173回第二部会）
平成28年11月21日	審議（第174回第二部会）
平成28年12月19日	審議（第175回第二部会）
平成29年 1月30日	審議（第176回第二部会）
平成29年 3月 2日	審議（第177回第二部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、異議申立ての対象となった公文書並びに実施機関及び異議申立人の主張

を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 精神保健福祉法に基づく検査について

実施機関においては、精神保健福祉法38条の6及び厚生労働省発出の「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」（平成10年3月3日付障第113号・健政発第232号・医薬発第176号・社援第491号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・厚生省健康政策局長・厚生省医薬安全局長・厚生省社会・援護局長通知）第3等に基づき、精神科病院における精神障害者の適正な医療及び保護を確保し、精神医療の推進を図ることを目的に、原則として年に1回精神科病院に対する立入検査を行っている。

また、緊急を要する場合等は、立入検査を適宜実施しているとのことである。

イ 本件請求文書及び本件対象公文書について

本件異議申立てに係る開示請求は、「平成20年4月1日から平成26年11月17日までの間において、東京都福祉保健局医療安全課が〇〇病院に対して行った精神保健福祉法第38条の6に基づく立入検査の結果に係る下記の書類、（1）精神科病院立入検査復命書、（2）付表、（3）医療保護入院に関する診察内容、（4）各種制限・定期病状報告等実施状況、（5）診察・告知等の実施状況、（6）隔離・拘束の手続き、（7）病院チェックリスト、（8）精神科病院等実地指導調査票、（9）医療従事者名簿及び（10）病院図面」（以下「本件開示請求」という。）の開示を求めるものである。

実施機関は、本件開示請求に対し、別表1に掲げる本件請求文書1から3まで及び平成21年度、23年度、24年度及び25年度立入検査実施に係る別表2に掲げる本件対象公文書1から37までを特定し、本件請求文書1から3までについては、既に廃棄された、あるいは作成又は取得していないとして、不存在を理由とする非開示決定を行った。

また、別表2に掲げる本件対象公文書1から37までについては、同表に掲げる各非開示理由に基づき、本件非開示情報1から19までを非開示とする一部開示決定を行った。

なお、実施機関は、審査会に提出した平成28年1月19日付理由説明書において、本件対象公文書9、17、28及び36に記載された本件非開示情報17並びに本件対象公

文書10、18、29及び37に記載された本件非開示情報18及び19が条例7条3号にも該当する旨主張し、非開示理由の追加を行っている。

ウ 条例の定めについて

条例7条2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。また、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例7条3号本文は、「法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」を非開示情報として規定している。また、同号ただし書において、「イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」、「ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他都民の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例7条4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維

持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。

条例7条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

エ 本件請求文書1から3までの不存在妥当性について

(ア) 本件請求文書1について

実施機関の説明によると、平成20年度の立入検査は平成21年2月27日に実施し、平成21年3月2日に復命書を作成しているが、当該公文書は平成25年度末である平成26年3月31日に5年間の保存期間が満了し、平成26年4月10日に廃棄したとのことである。

審査会において、東京都文書管理規則（平成11年東京都規則第237号）に基づき作成された実施機関の文書管理基準表、平成26年3月13日決定25福保医安第1217号「文書保管委託終了の依頼について」及びその対象となる「終了箱一覧」並びに当該終了箱に保管されていた文書名一覧を確認したところ、本件請求文書1の保存期間が5年であること、また、平成26年3月31日に保存期間が満了し、同年4月10日に廃棄された旨の記載が確認できた。

(イ) 本件請求文書2について

実施機関の説明によると、精神科病院に対する立入検査は原則として年1回を予定しており、平成22年度についても〇〇病院に対する立入検査を平成23年3月25日に予定していたが、東日本大震災の影響により立入検査を中止したとのことである。

審査会において、実施機関から提出された「平成22年度精神保健・精神障害者福祉法実地指導実施計画表（3月分）」を確認したところ、〇〇病院の立入検査は平成23年3月25日に予定されていたことが確認できた。また、実施機関から提出された「平成22年度精神科病院実地指導実施状況」を確認したところ、〇〇病院の立入検査は、震災の影響で中止した旨記載されていた。

(ウ) 本件請求文書3について

実施機関の説明によると、平成26年度の立入検査は平成26年11月26日に実施しているが、開示請求の対象である期間外であったことから、開示請求の対象である期間内では該当する文書は作成及び取得しておらず、存在しないため非開示としたとのことである。

審査会において、実施機関から提出された「精神病院立入検査調書兼復命書」及び「平成26年度精神科病院実地指導実施状況」を確認したところ、〇〇病院に対する立入検査は、平成26年11月26日に実施されたことが確認できた。

以上のことを踏まえると、本件請求文書1から3までについて存在しないとする実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、実施機関が本件請求文書1から3までについて、不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

オ 本件非開示情報1から19までの非開示妥当性について

(ア) 条例7条2号該当性について

審査会が本件対象公文書を見分したところ、本件非開示情報3、5から11まで、13、15、17及び19には、検査実施の際の聞き取り相手の氏名、入院者の氏名・生年月日・入院年月日・入院形態・病棟・患者情報のほか、診察結果に関する情報、診察した精神保健指定医のメモ・判定・総合判定・付随意見、各種実施状況に関する検査員の評価やメモ、病院における手続きに関する検査員の評価やメモ、〇〇病院担当者氏名、院内役職名・氏名・生年月日・免許（資格）登録に係る情報・精神保健指定医に係る情報・常勤非常勤の別・兼務先や前勤務先など勤務先に係る情報・採用年月日・勤務日及び勤務時間等〇〇病院に従事する者に関する情報、建築事業者名、デザイナー名等が記載されていることが確認できた。

審査会が検討したところ、これらの非開示情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であると認められ、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、本件非開示情報 3、5 から 11 まで、13、15、17 及び 19 は条例 7 条 2 号に該当し、非開示が妥当である。

(イ) 条例 7 条 3 号該当性について

審査会が本件対象公文書を見分したところ、本件非開示情報 1、2、4、6、7、9、11、12、14、17、18 及び 19 には、〇〇病院の入院患者数、従事者数のうち公表されていない情報、〇〇病院に対する指導及び指摘事項、〇〇病院の内部情報・検査事項に係る記載やメモ、診察した精神保健指定医のメモ・判定・総合判定・付随意見、各種実施状況に関する検査員の評価やメモ、病院における手続きに関する検査員の評価やメモ、病院の評価・指導メモ・感想・意見・引き継ぎ事項など、実地指導調査結果である医療実績等に関する詳細な情報、院内役職名・氏名・生年月日・免許（資格）登録に係る情報・精神保健指定医に係る情報・常勤非常勤の別・兼務先や前勤務先など勤務先に係る情報・採用年月日・勤務日及び勤務時間等〇〇病院に従事する者に関する情報（「医療従事者名簿 職種名（その他）」に限る。）、〇〇病院建物内部の配置図・配置図の内容を指し示す記述部分・内部構造名及び検査員のメモ、建築事業者名、デザイナー名等が記載されている。

審査会が検討したところ、これらの非開示情報は、病院の運営実績や経営状況に直結する情報、〇〇病院の構造設備や施設の使用状況等に係る検査員の評価等の情報及び〇〇病院と特定の業者との取引情報であり、病院を運営していく上で個別具体的な内部管理情報であることが認められる。

したがって、これらの情報を公にすることにより、〇〇病院の運営状況・経営状況が明らかとなり、他の病院との優劣が比較される可能性、及び医療機関として蓄積された医療に関するノウハウの漏洩や患者及び関係者の信用・信頼が失われる可能性が生じ、当該病院の競争上又は事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれると認められることから、本件非開示情報 1、2、4、6、7、9、11、12、14、17、18 及び 19 は条例 7 条 3 号に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当せず、非開示が妥当である。

(ウ) 条例 7 条 4 号該当性について

審査会が本件対象公文書を見分したところ、本件非開示情報 18 には、〇〇病院建物内部の配置図・配置図の具体的内容を指し示す記述部分・内部構造の名称及

び検査員のメモが記載されている。

審査会が検討したところ、これらの非開示情報を公にすることにより、建物内部の詳細な構造が明らかになり、その結果、建造物侵入等の犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報と認められることから、本件非開示情報18は条例7条4号に該当し、非開示が妥当である。

(エ) 条例7条6号該当性について

審査会が本件対象公文書を見分したところ、本件非開示情報2、4、6、12、14及び16については、〇〇病院に対する指導及び指摘事項、〇〇病院の内部管理情報・検査事項に係る記載やメモ、診察した精神保健指定医のメモ・判定・総合判定・付随意見、病院の評価・指導メモ・感想・意見・引き継ぎ事項など、実地指導調査結果である医療実績等に関する詳細な情報、医療従事者名簿の欄外に記載されたメモ等であることが確認できた。

審査会が確認したところ、立入検査は①病院の自主チェック、②検査、③指摘・指導事項の通知、④改善状況報告、⑤改善状況報告の確認・点検を一連のサイクルとして、これらの積み重ねによって医療機関の自主的な管理運営を促し、改善を図る仕組みになっている。本件非開示情報2、4、6、12、14及び16を公にすることにより、病院の不備に対する行政の指導の程度や今後の対応方針が明らかにされることとなり、その結果、今後の検査に向けた行政の臨む方針及び検査に当たっての行政の関心の度合いが病院に了知され、病院が自主的な取組みに消極的になったり、他の病院における今後の立入検査対策に利用されるおそれがあるなど、今後の検査事務に支障を生じるおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報2、4、6、12、14及び16は条例7条6号に該当し、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

横山 洋吉、寺田 麻佑、中村 晶子、野口 貴公美

別表 1

本件請求文書		非開示理由
1	平成 20 年度立入検査実施分	当該公文書は、既に保存期間が満了し廃棄されたことから、存在しないため。
2	平成 22 年度立入検査実施分	当該公文書は、請求のあった期間内において実施機関では作成又は取得しておらず、存在しないため。
3	平成26年度立入検査実施分	当該公文書は、請求のあった期間内において実施機関では作成又は取得しておらず、存在しないため。

別表 2 本件対象公文書、非開示部分及び非開示理由

(1) 平成25年12月11日（水曜日）実施分

本件対象公文書		非開示部分	非開示理由	本件 非開示 情報
1	精神病院 立入検査 調書兼復 命書	ア 入院患者数欄 イ 従業者数欄のうち精神 保健指定医、精神科ソー シヤルワーカー、その他の 人数	東京都情報公開条例第 7 条第 3 号に該当するため。 対象部分は、医療法に基づ く医療機能情報提供制度 (ひまわり)によっても公 表されない病院の詳細な医 療実績に関する情報であ る。これらを公にすること により、病院の事業運営上 の正当な利益を害するおそ れがあると認められる。	1
		ウ 前回指摘・指導事項の改 善状況欄	東京都情報公開条例第 7 条第 3 号及び第 6 号に該当	2

		エ 指導及び指摘事項欄	<p>するため。</p> <p>対象部分は、病院が受けた検査に係る詳細内容や評価に関するものであり、これを公にすることにより、指摘・指導の該当の有無や件数のみによって単純に病院の優劣が比較されるなど、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。</p> <p>また、立入検査は病院の自主的な管理運営を促し、改善を図るために行っているもので公表されることを前提としていないため、これを公にすることにより、今後の検査事務に支障をきたすおそれがあると認められる。</p>	
2	付表	ア 項目欄に記載の聞き取り相手の氏名及び特定の個人を識別できる役職名	<p>東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。</p> <p>対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。</p>	3
		イ 項目欄に追加記載した病院の内部情報	<p>東京都情報公開条例第7条第3号及び第6号に該当</p>	4

		<p>ウ 検査事項欄に記載した「有・無」などの事項（「面会時間」、「作業療法士の配置」、「種目」及び「作業時間」を除く）</p> <p>エ チェック欄</p> <p>オ 欄外のメモ</p>	<p>するため。</p> <p>対象部分は、病院が受けた検査に係る詳細内容や評価に関するものであり、これを公にすることにより、指摘・指導の該当の有無や件数のみによって単純に病院の優劣が比較されるなど、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。</p> <p>また、立入検査は病院の自主的な管理運営を促し、改善を図るために行っているもので公表されることを前提としていないため、これを公にすることにより、今後の検査事務に支障をきたすおそれがあると認められる。</p>	
3	医療保護 入院に関する診察内容	<p>ア 入院者の診察結果に関する情報</p> <p>イ 診察記録</p>	<p>東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。</p> <p>対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。</p>	5
		<p>ウ 診察した精神保健指定医のメモ</p>	<p>東京都情報公開条例第7条第2号、第3号及び第6</p>	6

		<p>エ 判定欄</p> <p>オ 総合判定欄</p> <p>カ 付随意見欄</p>	<p>号に該当するため。</p> <p>対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。</p> <p>対象部分は、病院の診察・治療に係る詳細内容や評価に関するものであり、これを公にすることにより、指摘・指導の該当の有無や件数によって病院の優劣が比較されるなど、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。</p> <p>また、立入検査は病院の自主的な管理運営を促し、改善を図るために行っているもので公表されることを前提としていないため、これを公にすることにより、今後の検査事務に支障をきたすおそれがあると認められる。</p>	
4	各種制限・定期病状報告等実施状況	<p>ア 行動制限、入院形態の変更、その他における検査員のメモ</p>	<p>東京都情報公開条例第7条第2号及び第3号に該当するため。</p> <p>対象部分は個人に関する情</p>	7

			<p>報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。</p> <p>対象部分は、病院の診察・治療に係る詳細内容や評価に関するものであり、これを公にすることにより、指摘・指導の該当の有無や件数によって病院の優劣が比較されるなど、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。</p>	
5	診察・告知等の実施状況	<p>ア 患者氏名、入院年月日、入院形態、欄外に記載された患者情報</p>	<p>東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。</p> <p>対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。</p>	8
		<p>イ 区分欄、内容欄における検査員のメモ</p> <p>ウ 評価欄</p> <p>エ 特記事項</p> <p>オ 欄外の検査員のメモ</p>	<p>東京都情報公開条例第7条第2号及び第3号に該当するため。</p> <p>対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。</p>	9

			対象部分は、病院の診察・告知等の実施状況に係る詳細内容や評価に関するものであり、これを公にすることにより、指摘・指導の該当の有無や件数によって病院の優劣が比較されるなど、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。	
6	隔離・拘束 の手続き	ア 病棟、患者氏名、入院形態、欄外に記載された患者情報	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。	10
		イ 表題の一部 ウ 区分欄、内容欄における検査員のメモ エ 評価欄 オ ㊸の欄 カ 欄外の検査員のメモ	東京都情報公開条例第7条第2号及び第3号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。 対象部分は、病院の診察・告知等の実施状況に係る詳細内容や評価に関するものであり、これを公にするこ	11

			<p>とにより、指摘・指導の該当の有無や件数によって病院の優劣が比較されるなど、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。</p>	
7	病院チェックリスト	<p>項目欄のうち追加記載した事項、評価欄、該当なしの欄、指導メモ欄、病院に関する感想・意見・引き継ぎ事項などの欄</p>	<p>東京都情報公開条例第7条第3号及び第6号に該当するため。</p> <p>対象部分は、病院の診察・治療に係る詳細内容や評価に関するものであり、これを公にすることにより、指摘・指導の該当の有無や件数によって病院の優劣が比較されるなど、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。</p> <p>また、立入検査は病院の自主的な管理運営を促し、改善を図るために行っているもので公表されることを前提としていないため、これを公にすることにより、今後の検査事務に支障をきたすおそれがあると認められる。</p>	12

8	平成25年度精神科病院等実地指導調査票	<p>ア 事務統括者の職名及び氏名</p> <p>イ 調査票作成者</p> <p>ウ 担当者名</p>	<p>東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。</p>	13
		<p>エ 在院患者数欄</p> <p>オ 隔離室設置数欄</p> <p>カ 入院形態別患者数欄</p> <p>キ 病棟欄</p> <p>ク 電話欄</p> <p>ケ 平均夜勤回数欄</p> <p>コ 単独外出のみ1週間延べ人数欄</p> <p>サ 単独・同伴1ヶ月の延べ人数欄</p> <p>シ 夜勤時間帯欄</p> <p>1 施設の概要のうち</p> <p>ス 病床利用率欄</p> <p>セ 社会復帰関連施設欄</p> <p>2 精神科入退院者数等のうち</p> <p>ソ 年間在院患者延数の欄</p> <p>タ 年間入院患者数の欄</p> <p>チ 年間退院患者数の欄</p> <p>ツ 平均在院日数の欄</p>	<p>東京都情報公開条例第7条第3号及び6号に該当するため。</p> <p>対象部分は、医療法に基づく医療機能情報提供制度（ひまわり）によっても公表されない病院の詳細な医療実績に関する情報である。これらを公にすることにより、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。</p> <p>また、対象部分は都の機関が行う事務に関する情報であり、開示することにより、検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。</p>	14

	<p>テ 年間外来患者延数の欄</p> <p>ト 年間外来診療日数の欄</p> <p>ナ 1日平均入院患者数の欄</p> <p>ニ 1日平均外来患者数の欄</p> <p>3 医師数のうち</p> <p>ヌ 精神保健指定医欄</p> <p>ネ 指定医外精神科医欄</p> <p>ノ その他欄</p> <p>ハ 合計欄</p> <p>4 精神科医師の勤務状況のうち</p> <p>ヒ 常勤・非常勤欄</p> <p>5 その他の職員数のうち</p> <p>フ 精神科ソーシャルワーカー欄</p> <p>ヘ 臨床心理技術者欄</p> <p>ホ 薬剤師欄</p> <p>6 費用負担別、法的根拠別入院患者数のうち</p> <p>マ 入院患者数欄及び都外患者の割合</p> <p>7 処遇等について</p> <p>ミ (1) 行動制限等の状況</p>		
--	---	--	--

		<p>のうち、平成25年11月（1か月間）欄</p> <p>ム （2）告知延期及び退院制限の状況のうち、告知延期、任意入院者の退院制限、退院制限後の処置欄</p> <p>メ （3）死亡等・無断退去の発生状況のうち、平成25年度及び平成24年度欄</p> <p>モ （4）面会の状況等のうち、面会室の有無、病院内面会室総数、面会者延数欄</p> <p>8 代行行為等のうち</p> <p>ヤ 追加記載した事項（共益費の欄を除く）</p> <p>9 病棟設備のうち</p> <p>ユ 追加記載した事項（病衣貸与の欄を除く）</p>		
9	医療従事者名簿	<p>1 医師名簿について</p> <p>ア 院内役職名欄（「院長」及び「内科」を除く）</p> <p>イ 生年月日欄</p> <p>ウ 登録番号欄</p> <p>エ 登録年月日欄</p> <p>オ 精神保健指定医欄</p> <p>カ 前勤務先（非常勤のみ場合は兼務先名）欄</p>	<p>東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。</p>	15

	<p>キ 採用年月日欄</p> <p>ク 勤務日及び勤務時間欄</p> <p>のうち、追加記載した事項</p>		
	<p>ケ 欄外の筆記部分</p>	<p>東京都情報公開条例第7条第6号に該当するため。対象部分は都の機関が行う事務に関する情報であり、開示することにより、検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。</p>	16
	<p>2 看護師・准看護師名簿について</p> <p>ア 院内役職名欄(病棟名を除く)</p> <p>イ 氏名欄</p> <p>ウ 生年月日欄</p> <p>エ 登録番号欄</p> <p>オ 登録年月日欄</p> <p>カ 交付者名欄のうち都道府県知事名</p> <p>キ 前勤務先(非常勤の場合は兼務先名)欄</p> <p>ク 採用年月日欄</p> <p>ケ 勤務日及び勤務時間欄</p> <p>のうち、追加記載した事項</p>	<p>東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。</p>	15

		コ 欄外の筆記部分	東京都情報公開条例第7条第6号に該当するため。 対象部分は都の機関が行う事務に関する情報であり、開示することにより、検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。	16
		3 看護助手名簿について ア 氏名欄 イ 生年月日欄 ウ 前勤務先(非常勤の場合は兼務先名)欄 エ 採用年月日欄 オ 勤務日及び勤務時間欄のうち、追加記載した事項	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。	15
		キ 欄外の筆記部分	東京都情報公開条例第7条第6号に該当するため。 対象部分は都の機関が行う事務に関する情報であり、開示することにより、検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しく	16

			はその発見を困難にするおそれがある。	
		<p>4 薬剤師名簿について</p> <p>ア 院内役職名欄</p> <p>イ 氏名欄</p> <p>ウ 生年月日欄</p> <p>エ 登録番号欄</p> <p>オ 登録年月日欄</p> <p>カ 常勤非常勤の別欄</p> <p>キ 前勤務先(非常勤の場合は兼務先名)欄</p> <p>ク 採用年月日欄</p>		
		<p>5 作業療法士名簿について</p> <p>ア 氏名欄</p> <p>イ 生年月日欄</p> <p>ウ 登録番号欄</p> <p>エ 登録年月日欄</p> <p>オ 前勤務先(非常勤の場合は兼務先名)欄</p> <p>カ 採用年月日欄</p>	<p>東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。</p>	15
		<p>6 栄養士名簿について</p> <p>ア 氏名欄</p> <p>イ 生年月日欄</p> <p>ウ 登録番号欄</p> <p>エ 登録年月日欄</p> <p>オ 交付者名欄のうち都道</p>		

	<p>府県知事名</p> <p>カ 前勤務先(非常勤の場合は兼務先名)欄</p> <p>キ 採用年月日欄</p> <p>7 精神科ソーシャルワーカー名簿について</p> <p>ア 院内役職名欄(精神保健福祉士を除く)</p> <p>イ 氏名欄</p> <p>ウ 生年月日欄</p> <p>エ 登録番号欄</p> <p>オ 登録年月日欄</p> <p>カ 交付者名欄のうち法人名</p> <p>キ 常勤非常勤の別欄(精神保健福祉士を除く)</p> <p>ク 前勤務先(非常勤の場合は兼務先名)欄</p> <p>ケ 採用年月日欄</p>		
	<p>8 その他名簿について</p> <p>ア 院内役職名欄</p> <p>イ 氏名欄</p> <p>ウ 生年月日欄</p> <p>エ 登録番号欄のうち、追加記載した事項</p> <p>オ 登録年月日欄のうち、追加記載した事項</p> <p>カ 常勤非常勤の別欄</p>	<p>東京都情報公開条例第7条第2号及び第3号に該当するため。</p> <p>対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。</p> <p>また、医療機能情報提供制</p>	17

		<p>キ 前勤務先(非常勤の場合 は兼務先名) 欄</p> <p>ク 採用年月日欄</p>	<p>度(ひまわり)によっても その資格保有者数や職種が 明確に公表されていない資 格名や職種名を公にする と、当該資格の保有者数の 規模等により、病院の優劣 が比較される可能性がある ことから、病院の事業運営 上の正当な利益を害すると 認められる。</p>	
10	平面図	<p>ア 建物内部の配置図(外観 上明らかな部分等を除く)、 配置図の内容を指し示す 記述部分及び内部構造名 一覧</p>	<p>東京都情報公開条例第7 条第3号及び第4号に該当 するため。</p> <p>対象部分は、主に病院の構 造設備や施設の使用状況、 運用状況等について、患者 の治療が安全かつ効果的に 行われているか否かを確認 し、記録したものが含まれ る。そこには、検査員の評 価が記載されていることか ら、これを公にすると、指 摘・指導の該当の有無や病 院の施設管理の当否が明ら かになることにより、病院 の事業運営上の正当な利益 を害すると認められる。</p> <p>また、対象部分は、公にす ることにより、建物侵入等</p>	18

			の犯罪の予防、鎮圧その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。	
		イ 建築事業者名、デザイナー名	<p>東京都情報公開条例第7条第2号及び第3号に該当するため。</p> <p>対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。</p> <p>また、対象部分は、設計事務所名、一級建築士の登録番号及び氏名が含まれるが、これらの情報を公にすると、特定の医療機関が特定の業者と取引をしている実態が明らかとなるため、病院の事業運営上の正当な利益を害すると認められる。</p>	19

(2) 平成24年12月18日（火曜日）実施分

本件対象公文書	非開示部分	非開示理由	本件非開示情報
11 精神病院立 入検査調書	ア 入院患者数欄 イ 従業者数欄のうち精神	東京都情報公開条例第7条第3号に該当するため。	1

	兼復命書	保健指定医、精神科ソーシャルワーカー、その他の人数	対象部分は、医療法に基づく医療機能情報提供制度（ひまわり）によっても公表されない病院の詳細な医療実績に関する情報である。これらを公にすることにより、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。	
		ウ 前回指摘・指導事項の改善状況欄 エ 指導及び指摘事項欄	東京都情報公開条例第7条第3号及び第6号に該当するため。 対象部分は、病院が受けた検査に係る詳細内容や評価に関するものであり、これを公にすることにより、指摘・指導の該当の有無や件数のみによって単純に病院の優劣が比較されるなど、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。 また、立入検査は病院の自主的な管理運営を促し、改善を図るために行っているもので公表されることを前提としていないため、これを公にすることにより、今後の検査事務に支障をきた	2

			すおそれがあると認められる。	
12	付表	ア 項目欄に記載の聞き取り相手の氏名及び特定の個人を識別できる役職名	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。	3
		イ 項目欄に追加記載した病院の内部情報 ウ 検査事項欄に記載した「有・無」などの事項（「面会時間」、「作業療法士の配置」、「種目」及び「作業時間」を除く） エ チェック欄 オ 欄外の記載事項	東京都情報公開条例第7条第3号及び第6号に該当するため。対象部分は、病院が受けた検査に係る詳細内容や評価に関するものであり、これを公にすることにより、指摘・指導の該当の有無や件数のみによって単純に病院の優劣が比較されるなど、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。 また、立入検査は病院の自主的な管理運営を促し、改善を図るために行っているもので公表されることを前提としていないため、これを公にすることにより、今後の検査事務に支障をきた	4

			すおそれがあると認められる。	
13	各種制限・ 定期病状報 告等実施状 況	ア 行動制限、入院形態の変 更、その他における検査員 のメモ	東京都情報公開条例第7 条第2号及び第3号に該当 するため。 対象部分は個人に関する情 報であり、開示することによ り、特定の個人を識別でき る又は個人の権利利益を 害するおそれがある。 対象部分は、病院の診察・ 治療に係る詳細内容や評価 に関するものであり、これ を公にすることにより、指 摘・指導の該当の有無や件 数によって病院の優劣が比 較されるなど、病院の事業 運営上の正当な利益を害す るおそれがあると認められ る。	7
14	診察・告知 等の実施状 況	ア 患者氏名、入院年月日、 入院形態のうち、追加記載 した事項、欄外に記載され た患者情報	東京都情報公開条例第7 条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情 報であり、開示することによ り、特定の個人を識別でき る又は個人の権利利益を 害するおそれがある。	8
		イ 区分欄、内容欄における 検査員のメモ	東京都情報公開条例第7 条第2号及び第3号に該当	9

		<p>ウ 評価欄のうち、追加記載した事項</p> <p>エ 特記事項</p> <p>オ 欄外の検査員のメモ</p>	<p>するため。</p> <p>対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。</p> <p>対象部分は、病院の診察・告知等の実施状況に係る詳細内容や評価に関するものであり、これを公にすることにより、指摘・指導の該当の有無や件数によって病院の優劣が比較されるなど、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。</p>	
15	隔離・拘束の手続き	<p>ア 病棟、患者氏名、入院形態及び欄外に記載された患者情報</p>	<p>東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。</p> <p>対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。</p>	10
		<p>イ 表題の一部</p> <p>ウ 区分欄、内容欄における検査員のメモ</p> <p>エ 評価欄</p> <p>オ ⑩の欄</p> <p>カ 欄外の検査員のメモ</p>	<p>東京都情報公開条例第7条第2号及び第3号に該当するため。</p> <p>対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別で</p>	11

			<p>きる又は個人の権利利益を害するおそれがある。</p> <p>対象部分は、病院の診察・告知等の実施状況に係る詳細内容や評価に関するものであり、これを公にすることにより、指摘・指導の該当の有無や件数によって病院の優劣が比較されるなど、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。</p>	
16	平成24年度 精神科病院 等実地指導 調査票	<p>ア 事務統括者の職名及び氏名</p> <p>イ 調査票作成者</p> <p>ウ 担当者名</p>	<p>東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。</p> <p>対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。</p>	13
		<p>エ 在院患者数欄</p> <p>オ 隔離室設置数欄</p> <p>カ 入院形態別患者数欄</p> <p>キ 病棟欄</p> <p>ク 電話欄</p> <p>ケ 平均夜勤回数欄</p> <p>コ 単独外出のみ1週間延べ人数欄</p> <p>サ 単独・同伴1ヶ月の延べ</p>	<p>東京都情報公開条例第7条第3号及び6号に該当するため。</p> <p>対象部分は、医療法に基づく医療機能情報提供制度（ひまわり）によっても公表されない病院の詳細な医療実績に関する情報である。これらを公にすることにより、病院の事業運営上</p>	14

		<p>人数</p> <p>シ 夜勤時間帯欄</p> <p>1 施設の概要のうち</p> <p>ス 病床利用率欄</p> <p>セ 社会復帰関連施設欄</p> <p>2 精神科入退院者数等のうち</p> <p>ソ 年間在院患者延数の欄</p> <p>タ 年間入院患者数の欄</p> <p>チ 年間退院患者数の欄</p> <p>ツ 平均在院日数の欄</p> <p>テ 年間外来患者延数の欄</p> <p>ト 年間外来診療日数の欄</p> <p>ナ 1日平均入院患者数の欄</p> <p>ニ 1日平均外来患者数の欄</p> <p>3 医師数のうち</p> <p>ヌ 精神保健指定医欄</p> <p>ネ 指定医外精神科医欄</p> <p>ノ その他欄</p> <p>ハ 合計欄</p> <p>4 精神科医師の勤務状況のうち</p> <p>ヒ 常勤・非常勤欄</p>	<p>の正当な利益を害するおそれがあると認められる。</p> <p>また、対象部分は都の機関が行う事務に関する情報であり、開示することにより、検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。</p>	
--	--	--	---	--

		<p>5 その他の職員数のうち</p> <p>フ 精神科ソーシャルワーカー欄</p> <p>へ 臨床心理技術者欄</p> <p>ホ 薬剤師欄</p> <p>6 費用負担別、法的根拠別 入院患者数のうち</p> <p>マ 入院患者数欄及び都外患者の割合</p> <p>7 処遇等について</p> <p>ミ (1) 行動制限等の状況のうち、平成24年11月(1か月間)欄</p> <p>ム (2) 告知延期及び退院制限の状況のうち、告知延期、任意入院者の退院制限、退院制限後の処置欄</p> <p>メ (3) 死亡等・無断退去の発生状況のうち、平成24年度及び平成23年度欄</p> <p>モ (4) 面会の状況等のうち、面会室の有無、病院内面会室総数、面会者延数欄</p> <p>8 代行行為等のうち</p> <p>ヤ 追加記載した事項(共益費の欄を除く)</p>		
--	--	---	--	--

		9 病棟設備のうち ユ 追加記載した事項(病衣貸与の欄を除く)		
17	医療従事者名簿	1 医師名簿について ア 院内役職名欄(院長除く) イ 生年月日欄 ウ 登録番号欄 エ 登録年月日欄 オ 精神保健指定医欄 カ 勤務先名称(非常勤の場合のみ本務先名称)欄のうち、追加記載した事項 キ 採用年月日欄 ク 勤務日及び勤務時間欄のうち、追加記載した事項	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。	15
		ケ 欄外の筆記部分	東京都情報公開条例第7条第6号に該当するため。対象部分は都の機関が行う事務に関する情報であり、開示することにより、検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。	16
		2 看護師・准看護師名簿について	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。	15

	<p>ア 院内役職名欄(病棟名を除く)</p> <p>イ 氏名欄</p> <p>ウ 生年月日欄</p> <p>エ 登録番号欄</p> <p>オ 登録年月日欄</p> <p>カ 交付者名欄のうち、都道府県知事名</p> <p>キ 勤務先名称(非常勤の場合のみ本務先名称)欄のうち、追加記載した事項</p> <p>ク 採用年月日欄</p> <p>ケ 勤務日及び勤務時間欄のうち、追加記載した事項</p>	<p>対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。</p>	
	<p>コ 欄外の筆記部分</p>	<p>東京都情報公開条例第7条第6号に該当するため。対象部分は都の機関が行う事務に関する情報であり、開示することにより、検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。</p>	<p>16</p>
	<p>3 看護助手名簿について</p> <p>ア 氏名欄</p> <p>イ 生年月日欄</p> <p>ウ 採用年月日欄</p>	<p>東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。</p>	<p>15</p>

	エ 勤務日及び勤務時間欄のうち、追加記載した事項	より、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。	
	オ 欄外の筆記部分	東京都情報公開条例第7条第6号に該当するため。対象部分は都の機関が行う事務に関する情報であり、開示することにより、検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。	16
	4 作業療法士名簿について ア 氏名欄 イ 生年月日欄 ウ 登録番号欄 エ 登録年月日欄 オ 採用年月日欄 5 薬剤師名簿について ア 氏名欄 イ 生年月日欄 ウ 登録番号欄 エ 登録年月日欄 オ 常勤非常勤の別欄 カ 採用年月日欄	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。	15

		<p>6 栄養士名簿について</p> <p>ア 氏名欄</p> <p>イ 生年月日欄</p> <p>ウ 登録番号欄</p> <p>エ 登録年月日欄</p> <p>オ 交付者名欄のうち都道府県知事名</p> <p>カ 採用年月日欄</p>		
		<p>7 その他名簿について</p> <p>ア 院内役職名欄のうち、追加記載した事項</p> <p>イ 氏名欄</p> <p>ウ 生年月日欄</p> <p>エ 登録番号欄のうち、追加記載した事項</p> <p>オ 登録年月日欄のうち、追加記載した事項</p> <p>カ 常勤非常勤の別欄</p> <p>キ 採用年月日欄</p>	<p>東京都情報公開条例第7条第2号及び第3号に該当するため。</p> <p>対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。</p> <p>また、医療機能情報提供制度（ひまわり）によってもその資格保有者数や職種が明確に公表されていない資格名や職種名を公にすると、当該資格の保有者数の規模等により、病院の優劣が比較される可能性があることから、病院の事業運営上の正当な利益を害すると認められる。</p>	17

18	平面図	<p>ア 建物内部の配置図(外観上明らかな部分等を除く)、配置図の内容を指し示す記述部分、内部構造名一覧及び余白の建物内部に関する記述</p>	<p>東京都情報公開条例第7条第3号及び第4号に該当するため。</p> <p>対象部分は、主に病院の構造設備や施設の使用状況、運用状況等について、患者の治療が安全かつ効果的に行われているか否かを確認し、記録したものが含まれる。そこには、検査員の評価が記載されていることから、これを公にすると、指摘・指導の該当の有無や病院の施設管理の当否が明らかになることにより、病院の事業運営上の正当な利益を害すると認められる。</p> <p>また、対象部分は、公にすることにより、建物侵入等の犯罪の予防、鎮圧その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。</p>	18
		<p>イ 建築事業者名、デザイナー名、余白に記載された病院の職員名及び職員に関する情報</p>	<p>東京都情報公開条例第7条第2号及び第3号に該当するため。</p> <p>対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別で</p>	19

			<p>きる又は個人の権利利益を害するおそれがある。</p> <p>また、対象部分は、設計事務所名、一級建築士の登録番号及び氏名が含まれるが、これらの情報を公にすると、特定の医療機関が特定の業者と取引をしている実態が明らかとなるため、病院の事業運営上の正当な利益を害すると認められる。</p>	
--	--	--	---	--

(3) 平成24年3月16日（金曜日）実施分

本件対象公文書	非開示部分	非開示理由	本件非開示情報
19 精神病院立 入検査調書 兼復命書	<p>ア 前回指摘・指導事項の改善状況欄</p> <p>イ 指導及び指摘事項欄</p>	<p>東京都情報公開条例第7条第3号及び第6号に該当するため。</p> <p>対象部分は、病院が受けた検査に係る詳細内容や評価に関するものであり、これを公にすることにより、指摘・指導の該当の有無や件数のみによって単純に病院の優劣が比較されるなど、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがある</p>	2

			と認められる。 また、立入検査は病院の自主的な管理運営を促し、改善を図るために行っているもので公表されることを前提としていないため、これを公にすることにより、今後の検査事務に支障をきたすおそれがあると認められる。	
20	医療保護 入院に関する診察内容	ア 入院者の診察結果に関する情報 イ 診察記録	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。	5
		ウ 診察した精神保健指定医のメモ エ 判定欄 オ 総合判定欄 カ 付随意見欄	東京都情報公開条例第7条第2号、第3号及び第6号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。 対象部分は、病院の診察・治療に係る詳細内容や評価に関するものであり、これを公にすることにより、指	6

			<p>摘・指導の該当の有無や件数によって病院の優劣が比較されるなど、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。</p> <p>また、立入検査は病院の自主的な管理運営を促し、改善を図るために行っているもので公表されることを前提としていないため、これを公にすることにより、今後の検査事務に支障をきたすおそれがあると認められる。</p>	
21	隔離・拘束 の手続き	ア 患者氏名、入院形態	<p>東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。</p> <p>対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。</p>	10
		イ 表題の一部 ウ 評価欄 エ ⑩の欄	<p>東京都情報公開条例第7条第2号及び第3号に該当するため。</p> <p>対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を</p>	11

			<p>害するおそれがある。</p> <p>対象部分は、病院の診察・告知等の実施状況に係る詳細内容や評価に関するものであり、これを公にすることにより、指摘・指導の該当の有無や件数によって病院の優劣が比較されるなど、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。</p>	
--	--	--	---	--

(4) 平成23年9月16日(金曜日)実施分

本件対象公文書	非開示部分	非開示理由	本件非開示情報
22 精神病院立 入検査調書 兼復命書	<p>ア 入院患者数欄</p> <p>イ 従業者数欄のうち精神保健指定医、精神科ソーシャルワーカー、その他の人数</p>	<p>東京都情報公開条例第7条第3号に該当するため。</p> <p>対象部分は、医療法に基づく医療機能情報提供制度(ひまわり)によっても公表されない病院の詳細な医療実績に関する情報である。これらを公にすることにより、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。</p>	1
	ウ 前回指摘・指導事項の改善状況欄	<p>東京都情報公開条例第7条第3号及び第6号に該当</p>	2

		エ 指導及び指摘事項欄	<p>するため。</p> <p>対象部分は、病院が受けた検査に係る詳細内容や評価に関するものであり、これを公にすることにより、指摘・指導の該当の有無や件数のみによって単純に病院の優劣が比較されるなど、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。</p> <p>また、立入検査は病院の自主的な管理運営を促し、改善を図るために行っているもので公表されることを前提としていないため、これを公にすることにより、今後の検査事務に支障をきたすおそれがあると認められる。</p>	
23	付表	ア 項目欄に記載の聞き取り相手の氏名及び特定の個人を識別できる役職名	<p>東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。</p> <p>対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。</p>	3
		イ 項目欄に追加記載した病院の内部情報	<p>東京都情報公開条例第7条第3号及び第6号に該当</p>	4

		<p>ウ 検査事項欄に記載した「有・無」などの事項（「面会時間」、「作業療法士の配置」、「種目」及び「作業時間」を除く）</p> <p>エ チェック欄</p> <p>オ 欄外の記載事項</p>	<p>するため。</p> <p>対象部分は、病院が受けた検査に係る詳細内容や評価に関するものであり、これを公にすることにより、指摘・指導の該当の有無や件数のみによって単純に病院の優劣が比較されるなど、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。</p> <p>また、立入検査は病院の自主的な管理運営を促し、改善を図るために行っているもので公表されることを前提としていないため、これを公にすることにより、今後の検査事務に支障をきたすおそれがあると認められる。</p>	
24	医療保護入院に関する診察内容	<p>ア 入院者の診察結果に関する情報</p> <p>イ 診察記録</p>	<p>東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。</p> <p>対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。</p>	5
		<p>ウ 診察した精神保健指定医のメモ</p>	<p>東京都情報公開条例第7条第2号、第3号及び第6</p>	6

		<p>エ 判定欄</p> <p>オ 総合判定欄</p> <p>カ 付随意見欄</p>	<p>号に該当するため。</p> <p>対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。</p> <p>対象部分は、病院の診察・治療に係る詳細内容や評価に関するものであり、これを公にすることにより、指摘・指導の該当の有無や件数によって病院の優劣が比較されるなど、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。</p> <p>また、立入検査は病院の自主的な管理運営を促し、改善を図るために行っているもので公表されることを前提としていないため、これを公にすることにより、今後の検査事務に支障をきたすおそれがあると認められる。</p>	
25	診察・告知等の実施状況	ア 患者氏名、入院形態	<p>東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。</p> <p>対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。</p>	8

			より、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。	
		<p>イ 区分欄、内容欄における 検査員のメモ</p> <p>ウ 評価欄のうち、追加記載 した事項</p> <p>エ 特記事項</p>	<p>東京都情報公開条例第7 条第2号及び第3号に該当 するため。</p> <p>対象部分は個人に関する情 報であり、開示すること により、特定の個人を識別 できる又は個人の権利利益 を害するおそれがある。</p> <p>対象部分は、病院の診察・ 告知等の実施状況に係る詳 細内容や評価に関するもの であり、これを公にするこ とにより、指摘・指導の該 当の有無や件数によって病 院の優劣が比較されるな ど、病院の事業運営上の正 当な利益を害するおそれ があると認められる。</p>	9
26	隔離・拘束 の手続き	ア 患者氏名、入院形態のう ち、追加記載した事項	<p>東京都情報公開条例第7 条第2号に該当するため。</p> <p>対象部分は個人に関する情 報であり、開示すること により、特定の個人を識別 できる又は個人の権利利益 を害するおそれがある。</p>	10

		<p>イ 表題の一部</p> <p>ウ 評価欄のうち、追加記載した事項</p> <p>エ ⑩の欄</p>	<p>東京都情報公開条例第7条第2号及び第3号に該当するため。</p> <p>対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。</p> <p>対象部分は、病院の診察・告知等の実施状況に係る詳細内容や評価に関するものであり、これを公にすることにより、指摘・指導の該当の有無や件数によって病院の優劣が比較されるなど、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。</p>	11
27	平成23年度 精神科病院 等立入検査 調査票	<p>ア 事務統括者の職名及び氏名</p> <p>イ 調査票作成者</p> <p>ウ 担当者名</p>	<p>東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。</p> <p>対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。</p>	13
		<p>エ 在院患者数欄</p> <p>オ 隔離室設置数欄</p> <p>カ 入院形態別患者数欄</p> <p>キ 病棟欄</p>	<p>東京都情報公開条例第7条第3号及び6号に該当するため。</p> <p>対象部分は、医療法に基づ</p>	14

	<p>ク 電話欄</p> <p>ケ 平均夜勤回数欄</p> <p>コ 単独外出のみ1週間延べ人数欄</p> <p>サ 単独・同伴1ヶ月の延べ人数</p> <p>シ 夜勤時間帯欄</p> <p>1 施設の概要のうち</p> <p>ス 病床利用率欄</p> <p>セ 社会復帰関連施設欄</p> <p>2 精神科入退院者数等のうち</p> <p>ソ 年間在院患者延数等の欄</p> <p>タ 年間入院患者数の欄</p> <p>チ 年間退院患者数の欄</p> <p>ツ 平均在院日数の欄</p> <p>テ 年間外来患者延数の欄</p> <p>ト 年間外来診療日数の欄</p> <p>ナ 1日平均入院患者数の欄</p> <p>ニ 1日平均外来患者数の欄</p> <p>3 医師数のうち</p> <p>ヌ 精神保健指定医欄</p> <p>ネ 指定医外精神科医欄</p> <p>ノ その他欄</p>	<p>く医療機能情報提供制度（ひまわり）によっても公表されない病院の詳細な医療実績に関する情報である。これらを公にすることにより、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。</p> <p>また、対象部分は都の機関が行う事務に関する情報であり、開示することにより、検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。</p>	
--	---	---	--

		<p>ハ 合計欄</p> <p>4 精神科医師の勤務状況のうち</p> <p>ヒ 常勤・非常勤欄</p> <p>5 その他の職員数のうち</p> <p>フ 精神科ソーシャルワーカー欄</p> <p>へ 臨床心理技術者欄</p> <p>ホ 薬剤師欄</p> <p>6 費用負担別、法的根拠別入院患者数のうち</p> <p>マ 入院患者数欄及び都外患者の割合</p> <p>7 処遇等について</p> <p>ミ (1) 行動制限等の状況のうち、平成23年8月(1か月間)欄</p> <p>ム (2) 告知延期及び退院制限の状況のうち、告知延期、任意入院者の退院制限、退院制限後の処置欄</p> <p>メ (3) 死亡等・無断退去の発生状況のうち、平成23年度及び平成22年度欄</p> <p>モ (4) 面会の状況等のうち、面会室の有無、病院内</p>	
--	--	--	--

		<p>面会室総数、面会者延数欄</p> <p>8 代行行為等のうち ヤ 追加記載した事項 (共益費の欄を除く)</p> <p>9 病棟設備のうち ユ 追加記載した事項 (病衣貸与の欄を除く)</p>		
28	医療従事者 名簿	<p>1 医師名簿について</p> <p>ア 院内役職名欄(「院長」 を除く)</p> <p>イ 生年月日欄</p> <p>ウ 登録番号欄</p> <p>エ 登録年月日欄</p> <p>オ 精神保健指定医欄</p> <p>カ 非常勤のみ記入本勤務 先名欄のうち、追加記載し た事項</p> <p>キ 採用年月日欄</p> <p>ク 勤務日及び勤務時間欄 のうち、追加記載した事項</p> <p>2 薬剤師名簿について</p> <p>ア 氏名欄</p> <p>イ 生年月日欄</p> <p>ウ 登録番号欄のうち、追加 記載した事項</p> <p>エ 登録年月日欄のうち、追</p>	<p>東京都情報公開条例第7 条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情 報であり、開示すること により、特定の個人を識別で きる又は個人の権利利益を 害するおそれがある。</p>	15

		<p>加記載した事項</p> <p>オ 常勤非常勤の別欄</p> <p>カ 採用年月日欄</p> <p>3 看護師・准看護師名簿について</p> <p>ア 院内役職名欄（病棟名を除く）</p> <p>イ 氏名欄</p> <p>ウ 生年月日欄</p> <p>エ 登録番号欄のうち、追加記載した事項</p> <p>オ 登録年月日欄のうち、追加記載した事項</p> <p>カ 交付者名欄のうち、都道府県知事名</p> <p>キ 非常勤のみ記入欄のうち、追加記載した事項</p> <p>ク 採用年月日欄</p> <p>4 作業療法士名簿について</p> <p>ア 氏名欄</p> <p>イ 生年月日欄</p> <p>ウ 登録番号欄</p> <p>エ 登録年月日欄</p> <p>オ 採用年月日欄</p> <p>5 看護助手名簿について</p> <p>ア 氏名欄</p> <p>イ 生年月日欄</p>		
--	--	---	--	--

		<p>ウ 勤務日及び勤務時間欄 のうち、追加記載した事項</p> <p>エ 採用年月日欄</p> <p>6 栄養士名簿について</p> <p>ア 氏名欄</p> <p>イ 生年月日欄</p> <p>ウ 登録番号欄</p> <p>エ 登録年月日欄</p> <p>オ 交付者名欄のうち都道府 県知事名</p> <p>カ 採用年月日欄</p>		
		<p>7 その他名簿について</p> <p>ア 院内役職名欄のうち、追 加記載した事項</p> <p>イ 氏名欄</p> <p>ウ 生年月日欄</p> <p>エ 登録番号欄のうち、追加 記載した事項</p> <p>オ 登録年月日欄のうち、追 加記載した事項</p> <p>カ 常勤非常勤の別欄</p> <p>キ 採用年月日欄</p>	<p>東京都情報公開条例第7 条第2号及び第3号に該当 するため。</p> <p>対象部分は個人に関する情 報であり、開示すること により、特定の個人を識別で きる又は個人の権利利益を 害するおそれがある。</p> <p>また、医療機能情報提供制 度（ひまわり）によっても その資格保有者数や職種が 明確に公表されていない資 格名や職種名を公にする と、当該資格の保有者数の 規模等により、病院の優劣 が比較される可能性がある ことから、病院の事業運営</p>	17

			上の正当な利益を害すると認められる。	
29	平面図	ア 建物内部の配置図（外観上明らかな部分等を除く）、内部構造名一覧及び欄外の検査員のメモ（2階平面図を除く）	<p>東京都情報公開条例第7条第3号及び第4号に該当するため。</p> <p>対象部分は、主に病院の構造設備や施設の使用状況、運用状況等について、患者の治療が安全かつ効果的に行われているか否かを確認し、記録したものが含まれる。そこには、検査員の評価が記載されていることから、これを公にすると、指摘・指導の該当の有無や病院の施設管理の当否が明らかになることにより、病院の事業運営上の正当な利益を害すると認められる。</p> <p>また、対象部分は、公にすることにより、建物侵入等の犯罪の予防、鎮圧その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。</p>	18
		イ 建築事業者名、デザイナー名	<p>東京都情報公開条例第7条第2号及び第3号に該当するため。</p> <p>対象部分は個人に関する情</p>	19

			<p>報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。</p> <p>また、対象部分は、設計事務所名、一級建築士の登録番号及び氏名が含まれるが、これらの情報を公にすると、特定の医療機関が特定の業者と取引をしている実態が明らかとなるため、病院の事業運営上の正当な利益を害すると認められる。</p>	
--	--	--	---	--

(5) 平成22年2月22日（月曜日）実施分

本件対象公文書	非開示部分	非開示理由	本件 非開示 情報
30 精神病院立 入検査調書 兼復命書	<p>ア 入院患者数欄</p> <p>イ 従業者数欄のうち精神保健指定医、精神科ソーシャルワーカー、その他の人数</p>	<p>東京都情報公開条例第7条第3号に該当するため。</p> <p>対象部分は、医療法に基づく医療機能情報提供制度（ひまわり）によっても公表されない病院の詳細な医療実績に関する情報である。これらを公にすることにより、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそ</p>	1

			れがあると認められる。	
		<p>ウ 前回指摘・指導事項の改善状況欄</p> <p>エ 立入検査・指導及び指摘事項欄</p>	<p>東京都情報公開条例第7条第3号及び第6号に該当するため。</p> <p>対象部分は、病院が受けた検査に係る詳細内容や評価に関するものであり、これを公にすることにより、指摘・指導の該当の有無や件数のみによって単純に病院の優劣が比較されるなど、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。</p> <p>また、立入検査は病院の自主的な管理運営を促し、改善を図るために行っているもので公表されることを前提としていないため、これを公にすることにより、今後の検査事務に支障をきたすおそれがあると認められる。</p>	2
31	付表	<p>ア 項目欄に記載の聞き取り相手の氏名及び特定の個人を識別できる役職名</p>	<p>東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。</p> <p>対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を</p>	3

			害するおそれがある。	
		<p>イ 項目欄に追加記載した病院の内部情報</p> <p>ウ 検査事項欄に記載した「有・無」などの事項（「面会時間」、「作業療法士の配置」、「種目」及び「作業時間」を除く）</p> <p>エ チェック欄</p> <p>オ 欄外の記載事項</p>	<p>東京都情報公開条例第7条第3号及び第6号に該当するため。</p> <p>対象部分は、病院が受けた検査に係る詳細内容や評価に関するものであり、これを公にすることにより、指摘・指導の該当の有無や件数のみによって単純に病院の優劣が比較されるなど、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。</p> <p>また、立入検査は病院の自主的な管理運営を促し、改善を図るために行っているもので公表されることを前提としていないため、これを公にすることにより、今後の検査事務に支障をきたすおそれがあると認められる。</p>	4
32	各種制限・定期病状報告等実施状況	ア 行動制限、入院形態の変更、その他における検査員のメモ	<p>東京都情報公開条例第7条第2号及び第3号に該当するため。</p> <p>対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別で</p>	7

			<p>きる又は個人の権利利益を害するおそれがある。</p> <p>対象部分は、病院の診察・治療に係る詳細内容や評価に関するものであり、これを公にすることにより、指摘・指導の該当の有無や件数によって病院の優劣が比較されるなど、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。</p>	
33	診察・告知等の実施状況	<p>ア 患者氏名、入院年月日、入院形態</p>	<p>東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。</p> <p>対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。</p>	8
		<p>イ 区分欄、内容欄における検査員のメモ</p> <p>ウ 評価欄のうち、追加記載した事項</p> <p>エ 特記事項</p>	<p>東京都情報公開条例第7条第2号及び第3号に該当するため。</p> <p>対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。</p> <p>対象部分は、病院の診察・告知等の実施状況に係る詳</p>	9

			細内容や評価に関するものであり、これを公にすることにより、指摘・指導の該当の有無や件数によって病院の優劣が比較されるなど、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。	
34	隔離・拘束 の手続き	ア 患者氏名、入院形態	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。	10
		イ 表題の一部 ウ 区分欄における検査員のメモ エ 評価欄のうち、追加記載した事項 オ ⑩の欄のうち、追加記載した事項	東京都情報公開条例第7条第2号及び第3号に該当するため。 対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。 対象部分は、病院の診察・告知等の実施状況に係る詳細内容や評価に関するものであり、これを公にすることにより、指摘・指導の該当の有無や件数によって病	11

			院の優劣が比較されるなど、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。	
35	平成21年度 精神科病院 等立入検査 調査票	ア 事務統括者の職名及び 氏名 イ 調査票作成者 ウ 担当者名	東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため。対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。	13
		エ 在院患者数欄 オ 隔離室設置数欄 カ 入院形態別患者数欄 キ 病棟欄 ク 電話欄 ケ 平均夜勤回数欄 コ 単独外出のみ1週間延べ 人数欄 サ 単独・同伴1ヶ月の延べ 人数欄 シ 病棟の特徴欄のうち、追 加記載した事項 ス 夜勤時間帯欄 1 施設の概要のうち セ 病床利用率欄 ソ 社会復帰関連施設欄	東京都情報公開条例第7条第3号及び6号に該当するため。対象部分は、医療法に基づく医療機能情報提供制度（ひまわり）によっても公表されない病院の詳細な医療実績に関する情報である。これらを公にすることにより、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。また、対象部分は都の機関が行う事務に関する情報であり、開示することにより、検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは	14

		<p>2 精神科入退院者数等のうち タ 年間在院患者延数等の欄 チ 年間入院患者数の欄 ツ 年間退院患者数の欄 テ 平均在院日数の欄 ト 年間外来患者延数の欄 ナ 年間外来診療日数の欄 ニ 1日平均入院患者数の欄 ヌ 1日平均外来患者数の欄</p> <p>3 医師数のうち ネ 精神保健指定医欄 ノ 指定医外精神科医欄 ハ その他欄 ヒ 合計欄</p> <p>4 精神科医師の勤務状況のうち フ 常勤・非常勤欄</p> <p>5 その他の職員数のうち ヘ 精神科ソーシャルワーカー欄 ホ 臨床心理技術者欄 マ 薬剤師欄</p>	<p>不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。</p>	
--	--	---	---	--

		<p>6 費用負担別、法的根拠別 入院患者数のうち</p> <p>ミ 入院患者数欄及び都外 患者の割合</p> <p>7 処遇等について</p> <p>ム (1) 行動制限等の状況 のうち、平成22年1月(1 か月間)欄</p> <p>メ (2) 告知延期及び退院 制限の状況のうち、告知延 期、任意入院者の退院制 限、退院制限後の処置欄</p> <p>モ (3) 死亡等・無断退去 の発生状況のうち、平成21 年度及び平成20年度欄</p> <p>ヤ (4) 面会の状況等のう ち、面会室の有無、病院内 面会室総数、面会者延数欄</p> <p>8 代行行為等のうち</p> <p>ユ 追加記載した事項 (共益費の欄を除く)</p> <p>9 病棟設備のうち</p> <p>ヨ 追加記載した事項 (病衣貸与欄を除く)</p>		
36	医療従事者 名簿	<p>1 医師名簿について</p> <p>ア 院内役職名欄(「院長」</p>	東京都情報公開条例第7 条第2号に該当するため。	15

	<p>を除く)</p> <p>イ 生年月日欄</p> <p>ウ 登録番号欄</p> <p>エ 登録年月日欄</p> <p>オ 精神保健指定医欄</p> <p>カ 非常勤のみ記入本勤務 先名欄のうち、追加記載した事項</p> <p>キ 採用年月日欄</p> <p>ク 勤務日及び勤務時間欄 のうち、追加記載した事項</p> <p>2 看護師・准看護師名簿について</p> <p>ア 氏名欄</p> <p>イ 生年月日欄</p> <p>ウ 登録番号欄</p> <p>エ 登録年月日欄</p> <p>オ 交付者名欄の内都道府 県知事名</p> <p>カ 非常勤のみ記入欄のうち、追加記載した事項</p> <p>キ 採用年月日欄</p> <p>3 看護助手名簿について</p> <p>ア 氏名欄</p> <p>イ 生年月日欄</p> <p>ウ 勤務日及び勤務時間欄 のうち、追加記載した事項</p> <p>エ 採用年月日欄</p>	<p>対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。</p>	
--	---	---	--

		<p>4 薬剤師名簿について</p> <p>ア 氏名欄</p> <p>イ 生年月日欄</p> <p>ウ 登録番号欄</p> <p>エ 登録年月日欄</p> <p>オ 常勤非常勤の別欄</p> <p>カ 採用年月日欄</p>		
		<p>5 作業療法士名簿について</p> <p>ア 氏名欄</p> <p>イ 生年月日欄</p> <p>ウ 登録番号欄</p> <p>エ 登録年月日欄</p> <p>オ 採用年月日欄</p>		
		<p>6 精神保健福祉士名簿に ついて</p> <p>ア 氏名欄</p> <p>イ 生年月日欄</p> <p>ウ 登録番号欄</p> <p>エ 登録年月日欄</p> <p>オ 採用年月日欄</p>		
		<p>7 栄養士名簿について</p> <p>ア 氏名欄</p> <p>イ 生年月日欄</p> <p>ウ 登録番号欄</p> <p>エ 登録年月日欄</p> <p>オ 交付者名欄のうち都道府</p>		

		<p>県知事名</p> <p>カ 採用年月日欄</p>		
		<p>8 その他名簿について</p> <p>ア 院内役職名欄のうち、追加記載した事項</p> <p>イ 氏名欄</p> <p>ウ 生年月日欄</p> <p>エ 登録番号欄のうち、追加記載した事項</p> <p>オ 登録年月日欄のうち、追加記載した事項</p> <p>カ 常勤非常勤の別欄</p> <p>キ 採用年月日欄</p>	<p>東京都情報公開条例第7条第2号及び第3号に該当するため。</p> <p>対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。</p> <p>また、医療機能情報提供制度（ひまわり）によってもその資格保有者数や職種が明確に公表されていない資格名や職種名を公にすると、当該資格の保有者数の規模等により、病院の優劣が比較される可能性があることから、病院の事業運営上の正当な利益を害すると認められる。</p>	17
37	平面図	<p>ア 建物内部の配置図（外観上明らかな部分等を除く）、配置図の内容を指し示す記述部分及び内部構造名一覧</p>	<p>東京都情報公開条例第7条第3号及び第4号に該当するため。</p> <p>対象部分は、主に病院の構造設備や施設の使用状況、運用状況等について、患者の治療が安全かつ効果的に行われているか否かを確認</p>	18

			<p>し、記録したものが含まれる。そこには、検査員の評価が記載されていることから、これを公にすると、指摘・指導の該当の有無や病院の施設管理の当否が明らかになることにより、病院の事業運営上の正当な利益を害すると認められる。</p> <p>また、対象部分は、公にすることにより、建物侵入等の犯罪の予防、鎮圧その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。</p>	
		<p>イ 建築事業者名、デザイナー名</p>	<p>東京都情報公開条例第7条第2号及び第3号に該当するため。</p> <p>対象部分は個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別できる又は個人の権利利益を害するおそれがある。</p> <p>また、対象部分は、設計事務所名、一級建築士の登録番号及び氏名が含まれるが、これらの情報を公にすると、特定の医療機関が特定の業者と取引をしている</p>	<p>19</p>

			実態が明らかとなるため、 病院の事業運営上の正当な 利益を害すると認められ る。	
--	--	--	---	--